揮発油税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

(記帳義務)

改

正

後

第十七条 省 略

省略

3 出 あるときは、 可」という。 べきものであるときは、その旨を、第一項(第四号及び第五号を除く。 定又は他の法律の揮発油税の免除に係る規定の適用を受けた、 場合において、 又は輸入の許可)の規定による輸入の許可(第五項において「輸入の許 その仕出国名、 業による製品に係る納税申告等の特例)の規定の適用を受けたも 項の場合において、)の年月日及びその許可書の番号(同法第五十八条の二(保 併せてその旨)を、それぞれ付記しなければならない。 関税法 揮発油の原料又は揮発油が輸入されたものであるときは (昭和二十九年法律第六十一号) 第六十七条 当該揮発油が法第十四条から第十七条までの規 又は受ける ので

· 省 略

- 5 法第十三条第三項に規定する特例輸入者は、輸入の許可ごとに、その引 5 法第十三条第三項に規定する特例輸入者は、輸入の許可ごとに、その引 5 法第十三条第三項に規定する特例輸入者は、輸入の許可ごとに、その引
- 録した電磁的記録を含むものとする。 前項ただし書に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記

省 略

7

附 則

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。 (施行期日)

(記長義

改

正

前

第十七条 同 上

2 同 上

3

」という。)の年月日及びその許可書の番号(同法第五十八条の二(保税 又は輸入の許可)の規定による輸入の許可 その仕出国名、 場合において、 きものであるときは、 るときは、併せてその旨)を、それぞれ付記しなければならない。 定又は他の法律の揮発油税の免除に係る規定の適用を受けた又は受けるべ 業による製品に係る納税申告等の特例)の規定の適用を受けたも 前二項の場合において、 関税法 揮発油の原料又は揮発油が輸入されたものであるときは、 その旨を、第一項 (昭和二十九年法律第六十一号) 第六十七条 当該揮発油が法第十四条から第十七条までの (第四号及び第五号を除く。 (第五項において「輸入の許可 のであ (輸出 <u></u>の

4 同 上

5 四条の十二第二項 の事項の全部又は一部が関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)第 及びその許可書の番号を帳簿に記載しなければならない。ただし、これら 又は一部 取りに係る揮発油の種類、 て いる場合であつて、これらの書類を整理して保存するときは、 法第十三条第三項に規定する特例輸入者は、 の事項の帳簿への記載を省略することができる。 (保存すべき書類) 種類ごとの数量並びに当該輸入の許可 の書類又は輸入の許可書に記載され 輸入の許可ごとに、 当該全部 の年月日 その 引

6 同 上

2 改正後の揮 (**経過措置**)

書の規定を適用する場合について適用する。 法施行令第一条第一項に規定する揮発油につき新令第十七条第五項ただし 特例輸入者が新令第十七条第三項に規定する輸入の許可を受ける揮発油税 規定は、この政令の施行の日以後に揮発油税法第十三条第三項に規定する 改正後の揮発油税法施行令(以下「新令」という。)第十七条第六項の